

地域包括支援センターの方向性について

あきる野市地域包括支援センター運営協議会
(令和 5 年 10 月 18 日開催)

地域包括支援センターの充実（方向性）について

（これまでの沿革）

あきる野市介護保険事業計画策定委員会（令和5年8月30日開催_資料2）

時 期	内 容	あきる野市介護保険推進委員会資料抜粋 (令和4年12月21日開催_資料4)
平成18年度	介護保険法の改正に伴い、市内全域を担当する地域包括支援センター（以下「センター」という。）を市役所内に市の直営方式により設置する。	
平成20年4月	市内を2地区に分け、新たに五日市地区を担当するセンターを五日市出張所内に委託方式により設置する。	
平成26年4月	秋川地区のセンターの運営を市の直営方式から専門機関への委託方式へ変更する。このことに伴い、中部地域に設置していた在宅介護支援センターの業務をセンターへ引き継ぎ、同センターを廃止する。 *変更理由：専門機関による柔軟な人事や効率的で質の高いサービスの提供や経費の削減のため。	
平成27年4月	「あきる野市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例」を制定する。 *制定理由：地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次地方分権一括法）の施行に伴い、介護保険法が改正され、従来、国が定めていたセンターに必要な職員及び運営に関する基準について、市町村が条例で定めることとなったため。	
平成31年4月	新たに秋川地区を中部地域と東部地域に分け、秋川地区（東部地域）を担当するセンターを委託方式により設置する。	
現在の状況	現在、市におけるセンターの設置状況については、地理的条件などを勘案して、秋川地区（東部地域）に東部高齢者はつらつセンター、秋川地区（中部地域）に中部高齢者はつらつセンター及び五日市地区（西部地域）に五日市はつらつセンターをそれぞれ1か所、合計3か所設置している。	

地域包括支援センターの現状と委託の状況

あきる野市介護保険推進委員会資料抜粋 (令和4年12月21日開催_資料4)

◆ 日常生活圈域



※第8期計画の抜粋

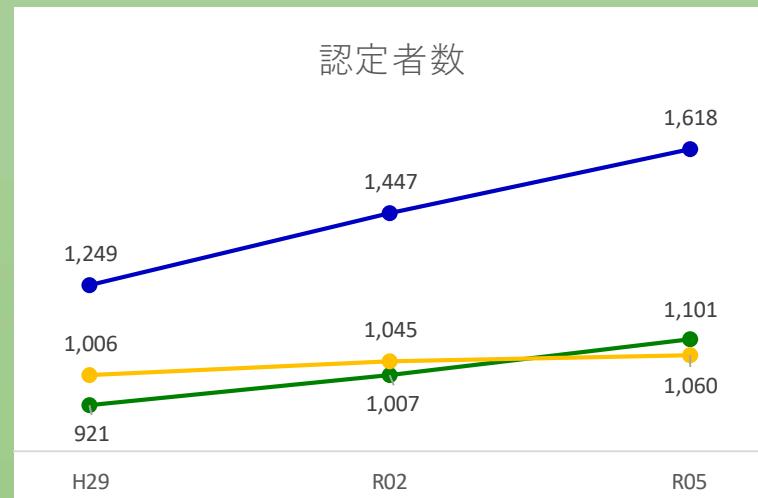
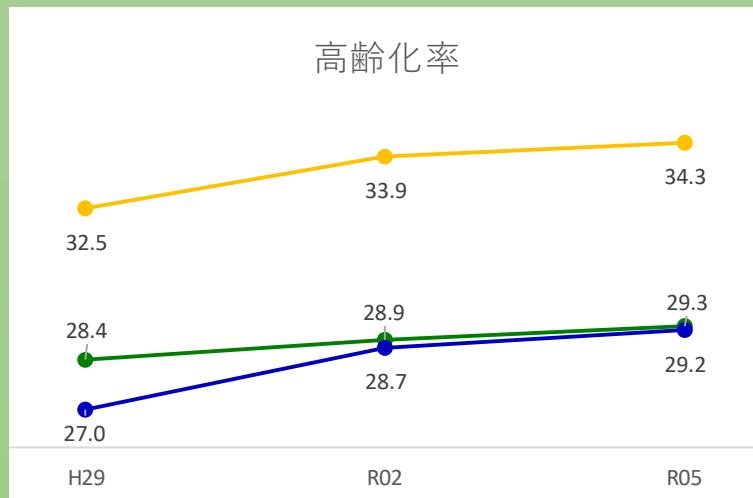
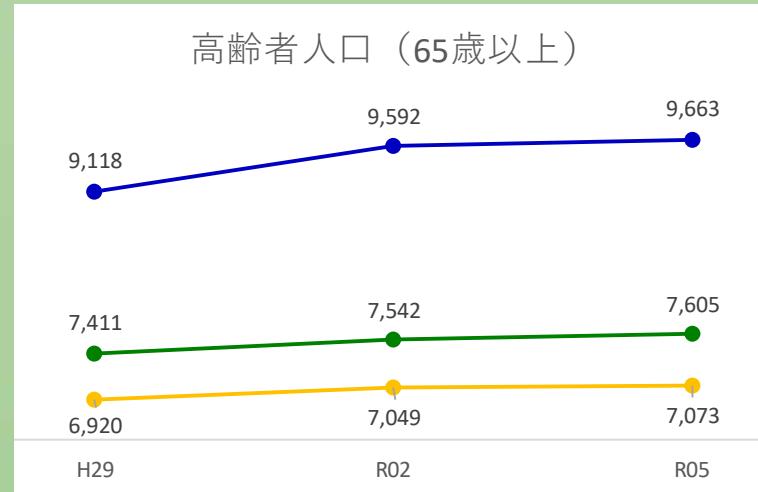
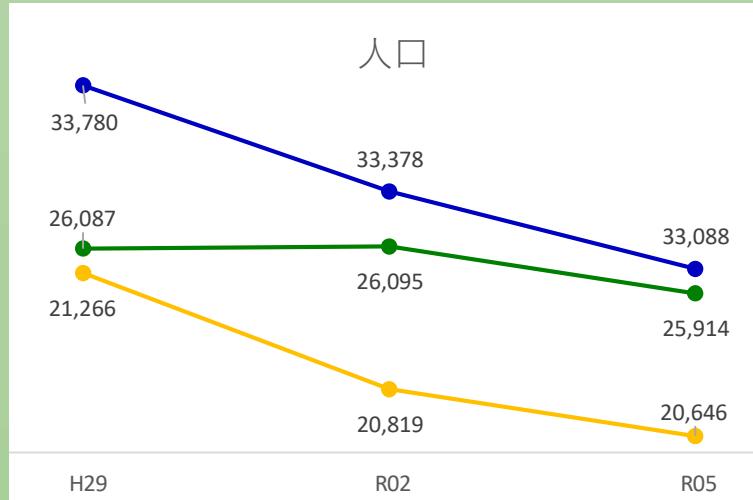
地域包括支援センターの現状と委託の状況

	西部地域	中部地域	東部地域	合 計
地域包括支援センター	五日市 はつらつセンター	中部高齢者 はつらつセンター	東部高齢者 はつらつセンター	
住所	五日市411 五日市出張所 1階 電話 : 569-8108	秋川5丁目1番地8 あきる台在宅医療 福祉センター 2階 電話 : 550-6101	秋留1-1-10 あきる野クリニック タウンA号1階 電話 : 559-1320	
担当地区	増戸地区、五日市地区、 戸倉地区及び小宮地区	多西地区、西秋留地区及 び秋川駅とその周辺地区	東秋留地区	
人口	20,646人	33,088人	25,914人	79,648人
高齢者人口	7,073人	9,663人	7,605人	24,341人
高齢化率	34.3%	29.2%	29.3%	30.6%
認定者数	1,060人	1,618人	1,101人	3,779人

※ (令和5 (2023) 年4月1日時点)

圏域別人口等の推移

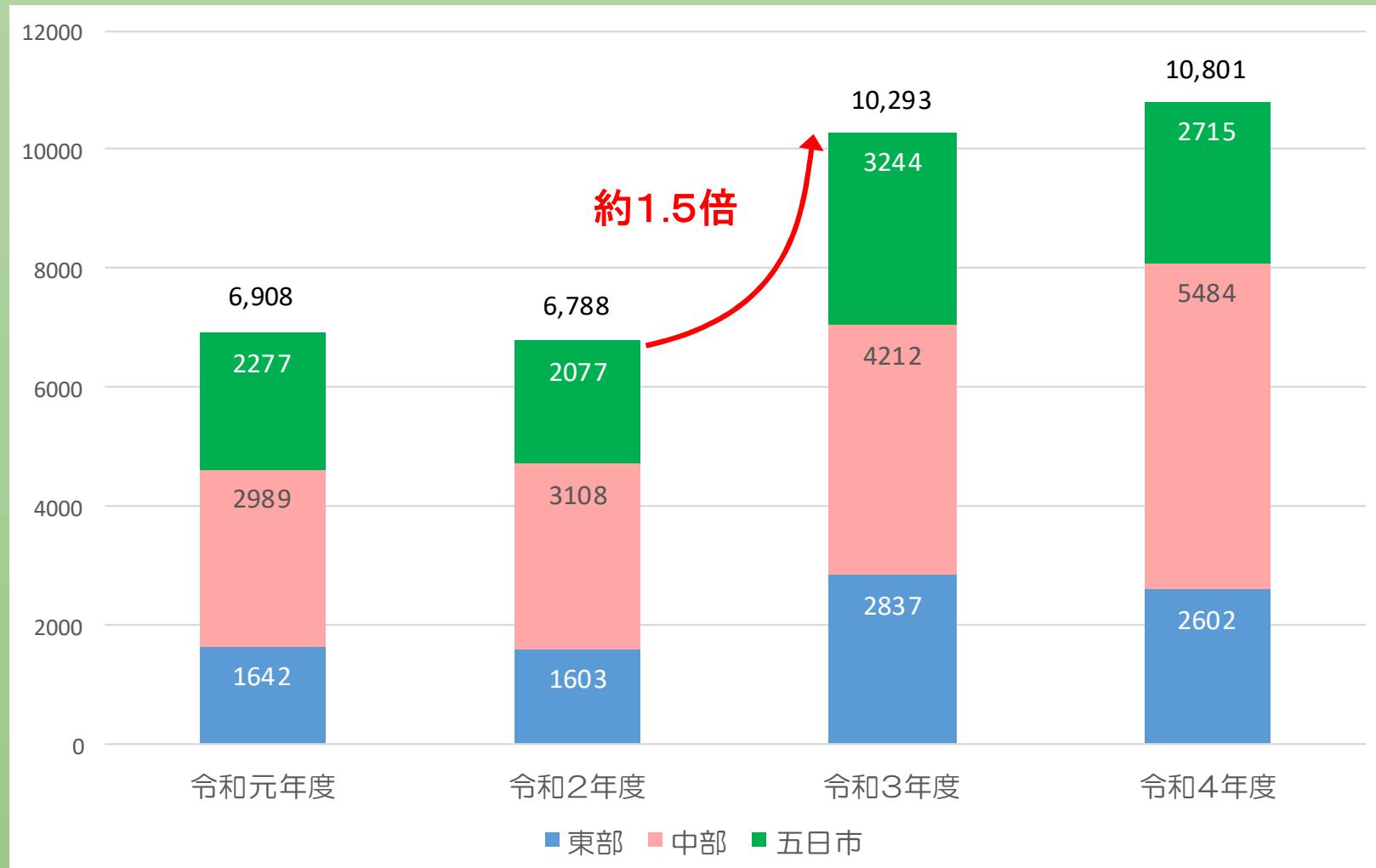
※ H29、R02は10月1日時点 R05は4月1日時点データ



● 東部 ● 中部 ● 五日市

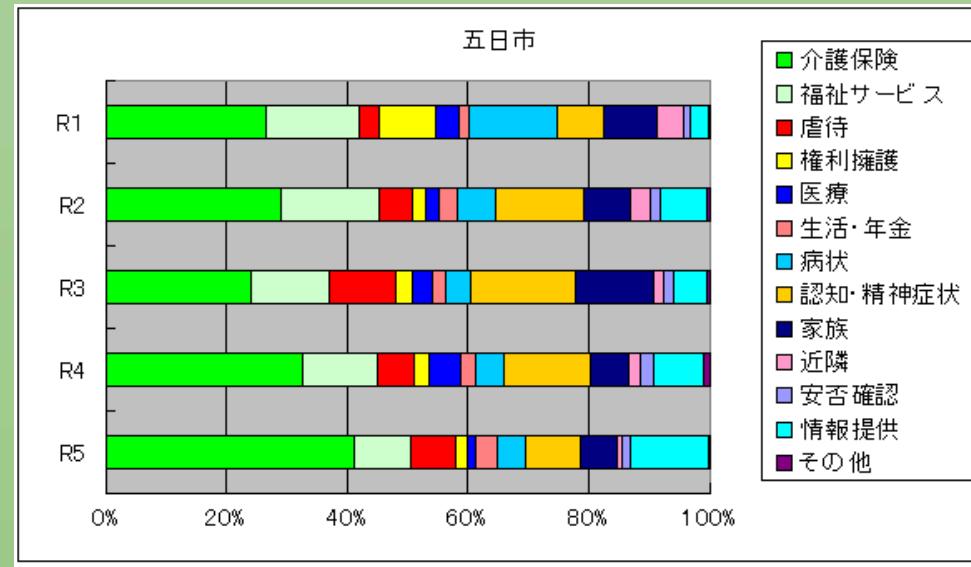
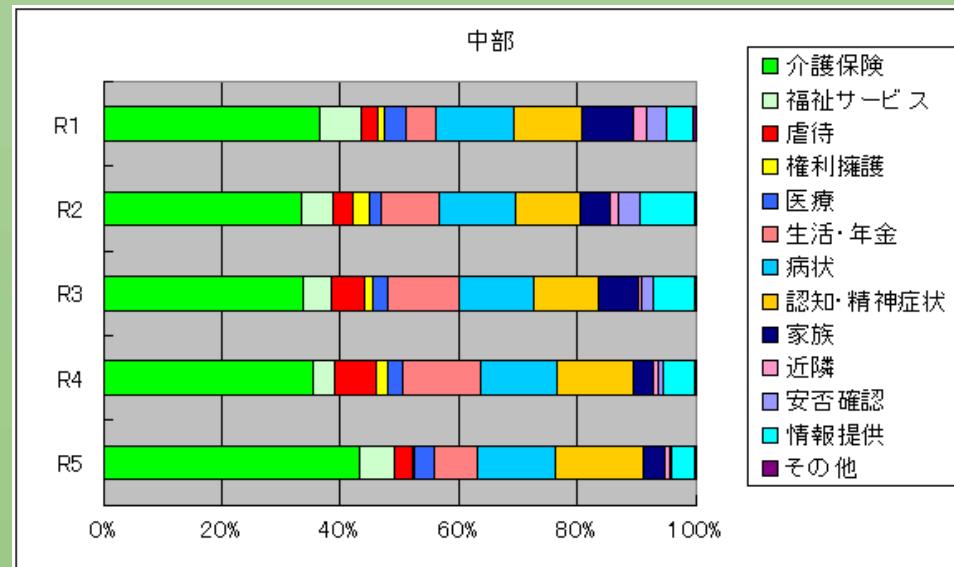
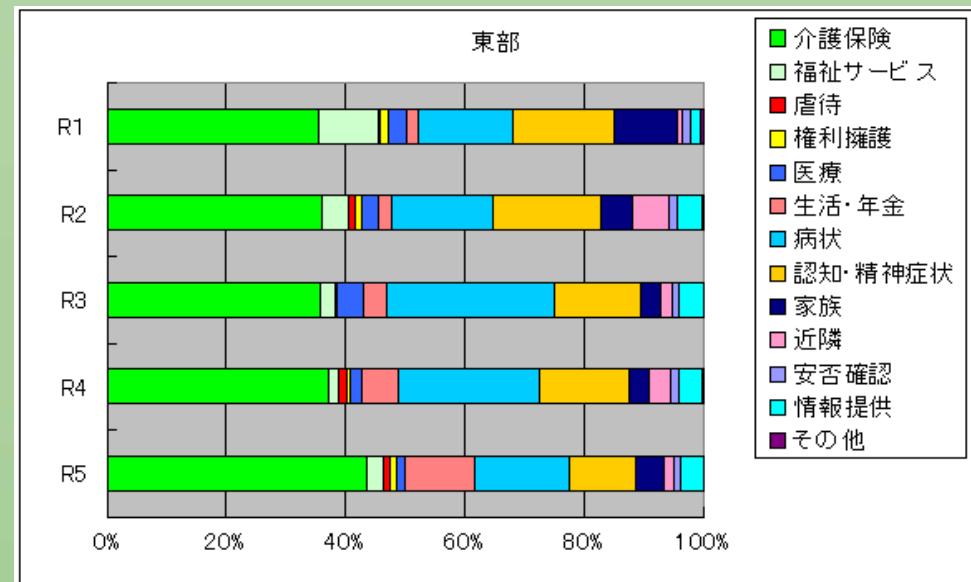
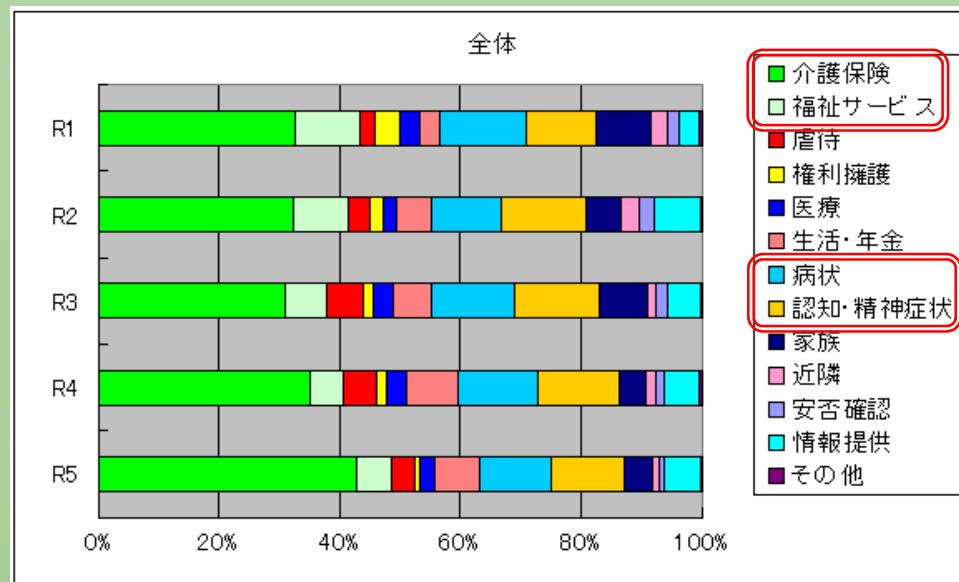
総合相談件数の推移

コロナ禍であった令和2・3年度を境に総合相談の件数は約1.5倍に増加している。



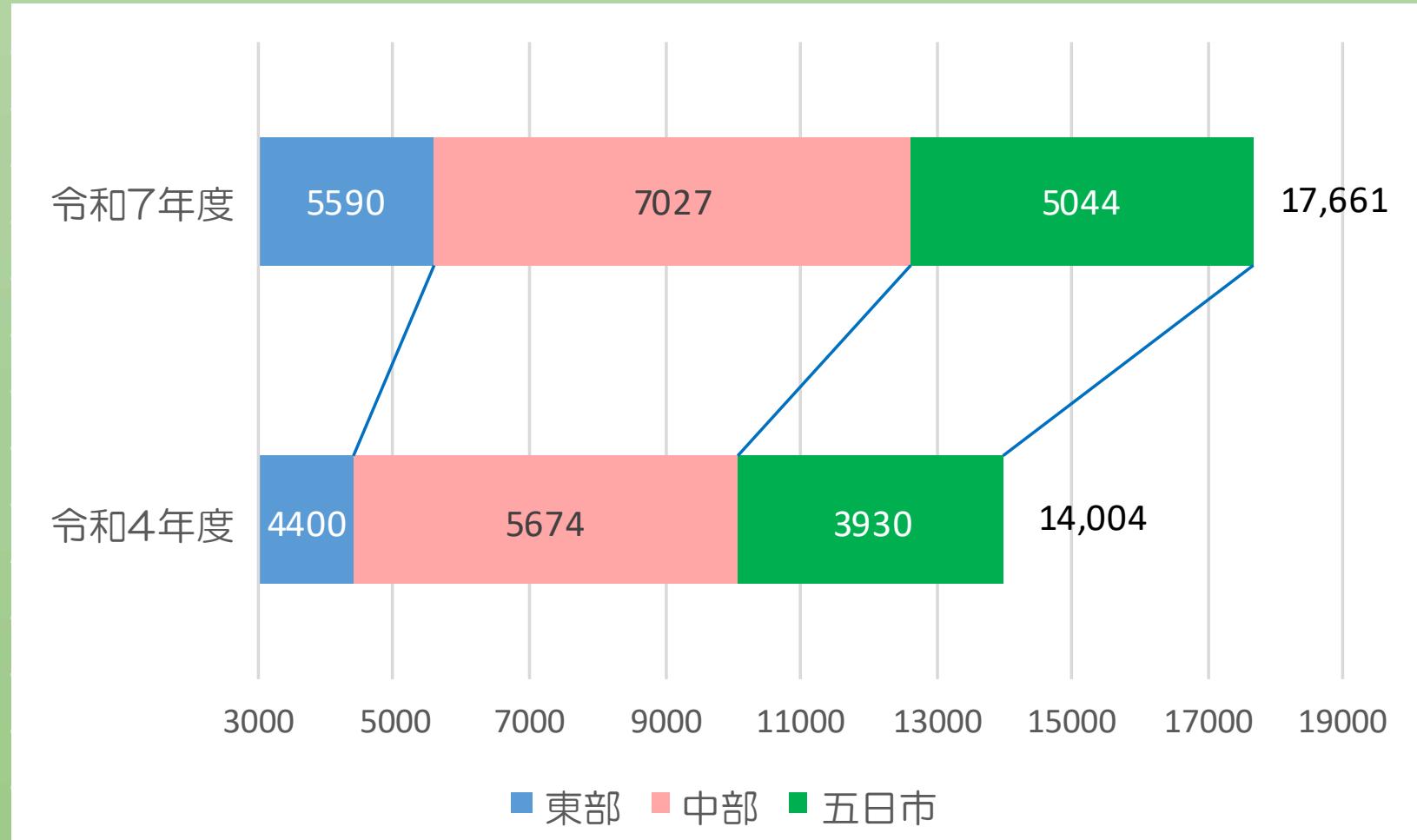
総合相談の内容

※ R5は8月末までの相談件数



圏域別高齢者人口（75歳以上）

団塊の世代が75歳を迎える2025年（令和7年）の圏域別75歳以上高齢者人口の増加見込み（年度末の数値）



※令和7年度は参考数値（令和5年4月1日時点で72～74歳が75歳になることを想定）

【参考】令和5年度 全国介護保険担当課長会議資料の抜粋

地域包括支援センターの体制整備等

改正の趣旨

- ・ 地域住民の複雑化・複合化したニーズへの対応、認知症高齢者の家族を含めた家族介護者支援の充実など、地域の拠点である地域包括支援センターへの期待や業務は増大。
- ・ このため、居宅介護支援事業所など地域における既存の資源の効果的な活用・連携を図りながら、介護予防支援（介護予防ケアプランの作成等）や総合相談支援業務など、センターが地域住民への支援をより適切に行う体制の整備を図る。

改正の概要・施行期日

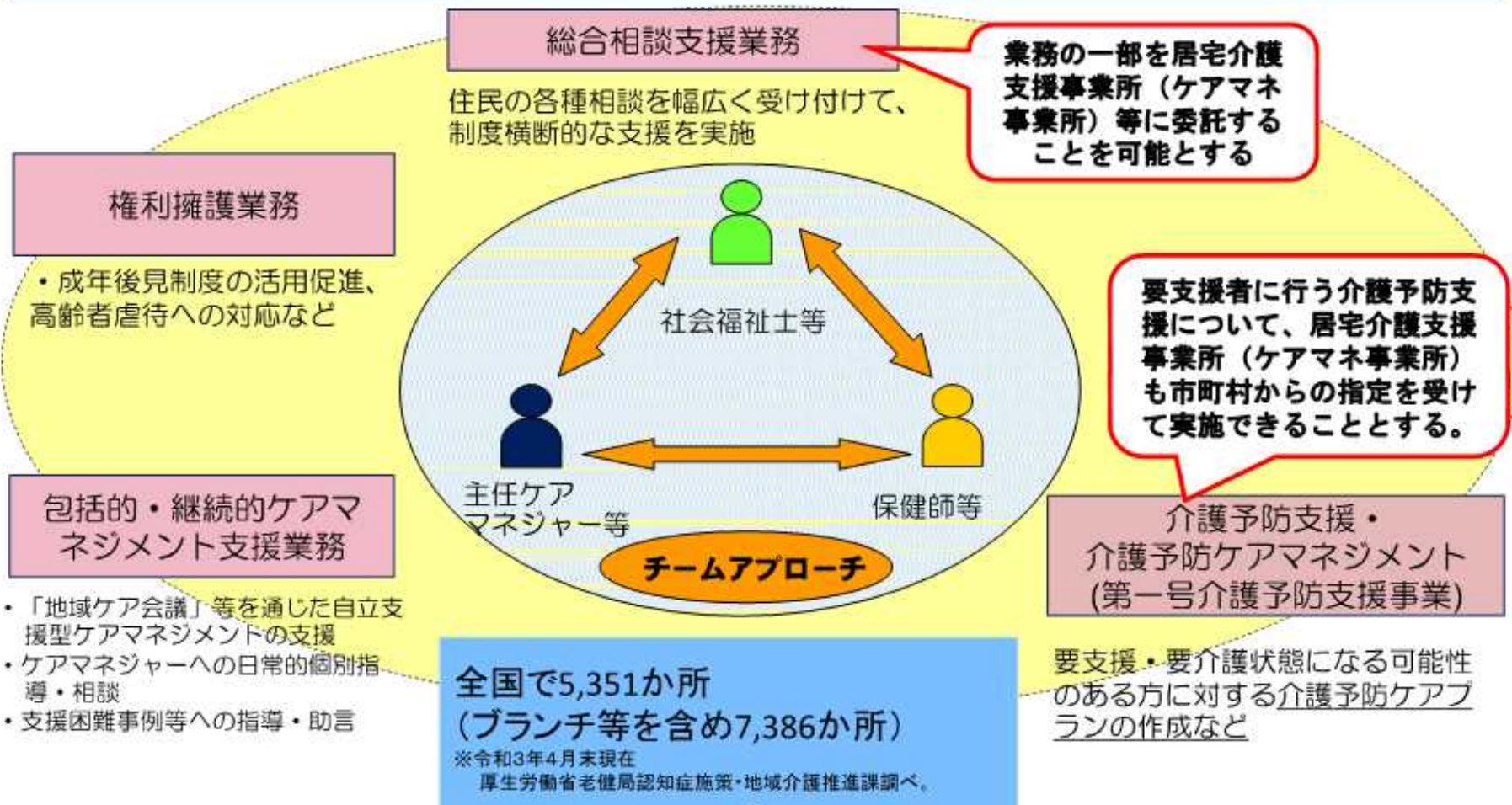
- ・ 要支援者に行う介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施できることとする。その際、指定を受けたケアマネ事業所は、市町村や地域包括支援センターとも連携を図りながら実施することとする。
- ・ 地域包括支援センターが行う総合相談支援業務について、その一部をケアマネ事業所等に委託することを可能とする。その際、委託を受けたケアマネ事業所は、市町村等が示す方針に従って、業務を実施することとする。
- ・ 施行期日：令和6年4月1日



【参考】令和5年度 全国介護保険担当課長会議資料の抜粋

地域包括支援センターについて

居宅介護支援事業所など地域における既存の資源の効果的な活用・連携を図りながら、介護予防支援（介護予防ケアプランの作成等）や総合相談支援業務など、センターが地域住民への支援をより適切に行う体制の整備を図る。



第9期における方向性

〔国において検討中の事項〕 ※今年度中に内容が示される予定

●柔軟なセンターの職員配置

人材確保が困難な現状を踏まえ、3職種の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されることに留意した上で、複数拠点で合算して3職種を配置することや、「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる者」の範囲の適切な設定など、具体的な内容について検討中。

介護保険推進委員会の内容及び国の基本指針等を踏まえ、次のとおりまとめる。

地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るため、

- 日常生活圏域は現在の3圏域を継続し、3職種の人員配置を充実させる。
- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、圏域の実態に合せた増員を行う。
- 長期委託による受託法人の人材確保の負担軽減を図るため、委託期間を定めた受託法人の選定を検討する。
- 人員の配置等については、あきる野市地域包括支援センター運営協議会で十分に議論し、適切な配置等を行う。

現状と今後の取り組み

第9期計画においては、地域包括ケアシステムの基本的理念と地域共生社会の実現に向け、医療・介護の連携強化、医療・介護情報基盤の整備により地域包括ケアシステムの一層の推進を図ることが求められる。地域包括支援センターによる①地域で適切なケアマネジメントが行われる環境を作ること 市町村が②地域ケア会議を通じて、多様な職種や機関との連携協働による地域包括支援ネットワークの構築を進めることが重要



地域包括支援センターは、

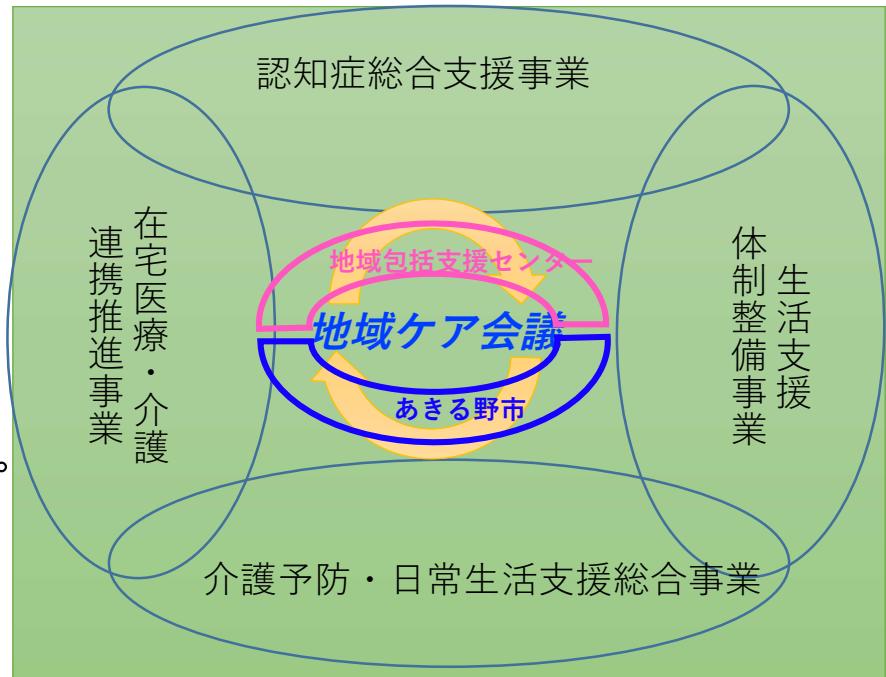
★世代を問わない包括的な相談支援等を担うことが期待されていることを踏まえ高齢者だけでなく、生活困窮、障がいや児童福祉（ヤングケアラー等）他分野との連携促進を図り、家庭における介護の負担軽減のための取り組みを進めていく。 → 総合相談の充実

★認知症サポーターの養成を通じた、認知症に関する理解普及啓発と認知症の人の意志決定支援、本人、介護者が集まる場の活用により介護負担軽減や生活と介護の両立のための支援。認知症等の早期発見・早期対応のための認知症初期集中支援チーム等の更なる連携。 → 認知症の人や家族の視点の重視

★虐待防止に向けた体制整備 虐待を受けている高齢者の保護（適切な行政権限行使を含む）及び虐待を行った養護者の対応（相談、要因分析等）して再発防止へ取り組む。

→ 高齢者虐待防止ネットワークの構築

★日常生活を支援する体制の整備 単身、夫婦のみ高齢者世帯、認知症の人の増加に対応し、見守り・安否確認、外出支援、家事支援等を含む日常生活上の多様なサービスを整備するため、地域のニーズや資源の把握、関係者のネットワーク化など生活支援コーディネーターと連携を図る。 → 地域ケア会議への提案



令和5年度介護予防普及展開事業
都道府県等介護予防担当者会議資料抜粋_事例発表②
通いの場の充実・強化に向けた大分県の取組について
(大分県福祉保健部高齢者福祉課)をもとに作成

第9期に向けて【案】

〔あきる野市地域包括支援センター運営協議会において検討事項〕

地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るため、

- 日常生活圏域は現在の3圏域を継続し、3職種の人員配置を充実させる。
- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、圏域の実態に合せた増員を行う。
複雑化・複合化するニーズに対応するためにも、3職種を複数人配置することで対応力の強化を図る。

- 長期委託による受託法人の人材確保の負担軽減を図るため、委託期間を定めた受託法人の選定

専門性の強化・継続を目的に、複数年委託を基本とし、運営の状況により継続委託を可能とする。

- 適切な人員の配置等については、あきる野市地域包括支援センター運営協議会の議論

適切な人員配置が確保されているか、年度ごとの自己評価等により確認していく。